

令和2年9月4日

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇

〇-〇-〇

〇〇〇〇

共 濟 太 郎 様

(00000) (0000000)

市議会議員共済会

所得情報取得にかかる許諾書（新様式）の再提出について（お願い）

日頃より市議会議員共済会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、共済会では、前年までに議員を退職したすべての退職年金受給者に対し、毎年6月にその前年分の所得を調査し、所得に応じた支給停止措置額を算定しております。

所得調査に当たり、共済会は、あらかじめ受給者からご提出いただいた「地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書」（第23号様式。以下「許諾書」という。）を基に、受給者の居住する市区町村から3項目の所得情報（①公的年金等収入額、②給与収入額、③課税総所得金額）を取得しております。

こうした中、平成30年度税制改正において公的年金等控除の見直しが行われ、令和2年分の所得計算からの適用となったことに伴い、共済会が令和3年度以降の所得調査による退職年金の支給停止措置額の算定を行うためには、これまでの3項目の所得情報に加えて、新たに2項目（④合計所得金額、⑤公的年金等所得額）を市区町村から取得することが必要となりました。

このため、許諾書の様式を所得情報の項目追加に対応したものに改めましたので、市区町村から共済会が退職年金の支給停止額の算定に必要な所得情報を取得することについて許諾していただける場合は、許諾書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類 「地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書」
- 2 提出先 〇〇市（区）議会の議会事務局
- 3 提出期限 令和2年9月30日

【留意事項】

この許諾書を提出されない場合、毎年、ご自身で居住する市区町村から所得証明書（または課税証明書）を入手し、共済会に提出していただくこととなります。

所得証明書等の提出がない場合は、提出されるまでの間、年金の支給を差し止めることとなります。

【お問合せ先】

市議会議員共済会 給付課

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-2

TEL:03-3262-5239